

福祉事業（事務）の概要

（一）生活保護及び

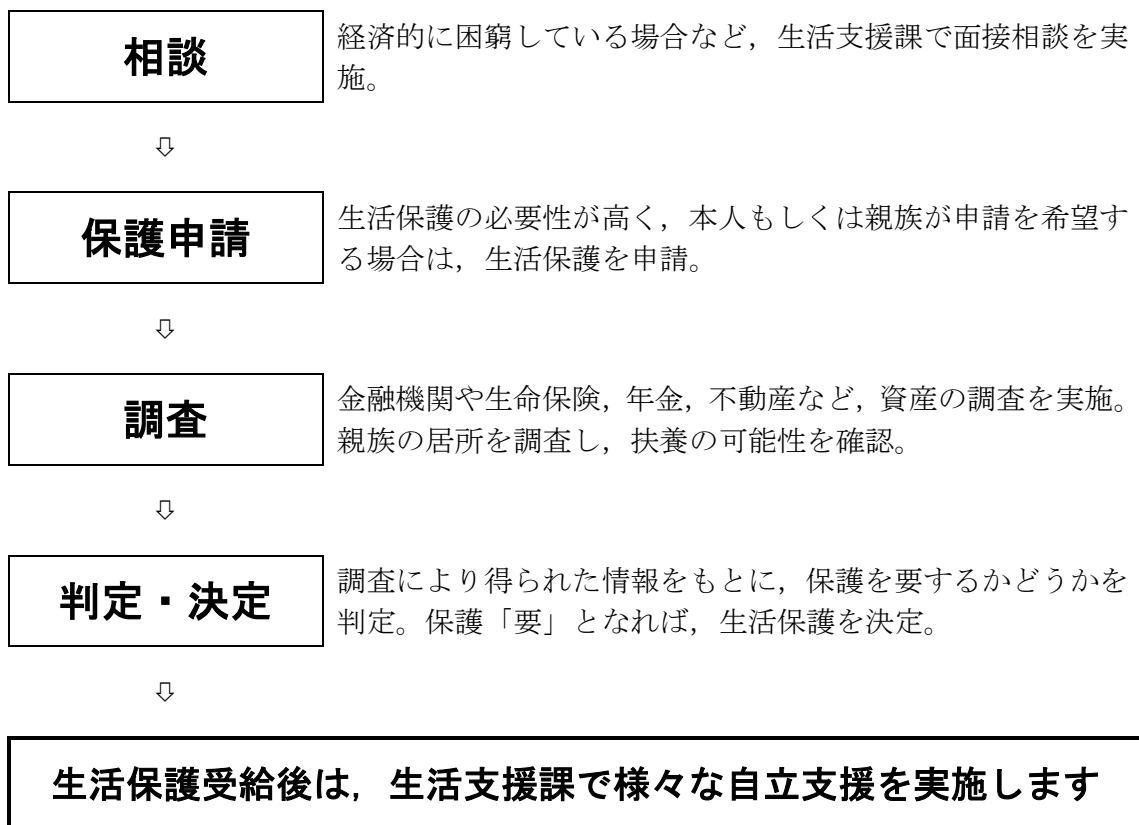
生活困窮者自立相談支援制度

生活保護

生活保護は、憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、困窮の程度に応じた必要な保護を行い、最低限度の生活水準を保障するために設けられた制度です。すべての国民が、生活困窮に陥った場合に平等にこの権利を受けることができることは、生存権を保障する重要な柱となっています。

この制度は、直接的には生活に困っている国民に対するものですが、間接的には、国民全体の福祉に極めて大きな役割を果たしています。また、この制度のもう一つの重要な目的は、被保護者の自立助長を図ることにあります。

1. 生活保護の決定までの流れ



2. 生活保護の概況

(1) 被保護世帯・人員

令和6年度末における生活保護の受給者は、937世帯1,125人です（停止世帯を含む）。保護世帯数の動向をみると、平成28年度以降は増加傾向にありましたが、令和6年度から減少に転じました。

令和7年度中の動きは、4月末では931世帯1,117人でしたが、令和8年3月末には933世帯1,106人と世帯数は2世帯増、人員は11人減となっています。

当市の令和7年度末の保護率は7.3‰であり、全国平均16.1‰（令和8年1月）、県平均10.5‰（令和8年3月）を大きく下回っています。

被保護世帯・人員の推移（表 1.2-1）

年度	世帯数	人員数	保護率（‰）	1世帯あたり人員数
H28	722	901	5.8	1.25
H29	730	899	5.8	1.23
H30	803	994	6.4	1.24
R1	838	1,024	6.6	1.22
R2	897	1,110	7.2	1.24
R3	927	1,122	7.2	1.21
R4	942	1,132	7.3	1.20
R5	968	1,165	7.6	1.20
R6	937	1,125	7.3	1.20
R7	933	1,106	7.2	1.19

令和7年度の月別推移（表 1.2-2）

（各月末）

月	被保護人員		保護率（‰）	1世帯あたり人員数
	世帯数	人員数		
R7.4	931	1,117	7.3	1.20
5	928	1,114	7.3	1.20
6	924	1,105	7.3	1.20
7	928	1,110	7.3	1.20
8	926	1,107	7.3	1.20
9	931	1,113	7.3	1.20
10	937	1,115	7.3	1.19
11	938	1,113	7.3	1.19
12	940	1,112	7.3	1.18
R8.1	934	1,104	7.3	1.18
2	934	1,106	7.3	1.18
3	933	1,106	7.3	1.19

（２）扶助の種類別人員

生活扶助及び住宅扶助でみると、平成２８年度以降は増加傾向にありましたが、令和６年度から減少に転じました。

各扶助対象比をみると、令和７年度は医療扶助が最も大きい割合を占めており、次いで生活扶助、住宅扶助と続いています。

被保護人員・扶助別構成比の推移（表 1.2-3）

年 度	被保 人員	生活 扶助	住宅 扶助	教育 扶助	介護 扶助	医療 扶助	対象比＝（各扶助人員／A）％				
	A	人員	人員	人員	人員	人員	生活	住宅	教育	介護	医療
H28	901	786	692	36	181	714	87.2	76.8	4.0	20.1	79.2
H29	899	766	682	30	207	700	85.2	75.9	3.3	23.0	77.9
H30	994	853	744	37	221	796	85.8	74.8	3.7	22.2	80.1
R1	1,024	877	782	36	242	801	85.6	76.4	3.5	23.6	78.2
R2	1,110	944	849	33	255	898	85.0	76.5	3.0	23.0	81.0
R3	1,122	957	855	31	270	966	85.3	76.2	2.8	24.1	86.1
R4	1,127	977	891	34	265	992	86.7	79.1	3.0	23.6	88.0
R5	1,151	1,005	934	36	281	1,014	87.3	81.1	3.1	24.4	88.1
R6	1,108	981	897	34	260	976	88.5	81.0	3.1	23.5	88.1
R7	1,096	947	884	35	268	967	86.4	80.7	3.2	24.5	88.2

（３）世帯類型別世帯数

令和７年度の被保護世帯９２４世帯（停止世帯除く）のうち、高齢者世帯は５０９世帯となっており全体の５５．１％を占めています。

被保護世帯の世帯類型別世帯数の推移（表 1.2-4）

（年平均値）

区 分 年 度	単 身 者 世 帯			二 人 以 上 の 世 帯				被保護 世帯数 （停止除 く）
	高齢者 世 帯	傷 病 障害者 世 帯	その他 の世帯	高齢者 世 帯	母 子 世 帯	傷 病 障害者 世 帯	その他 の世帯	
H28	341	191	36	38	17	47	22	692
H29	365	185	39	43	13	44	24	713
H30	391	192	48	46	15	37	30	758
R1	424	197	57	45	17	33	38	809
R2	450	189	72	43	18	35	44	851
R3	475	203	81	45	16	35	47	902
R4	484	233	78	41	17	35	43	931
R5	499	236	81	38	19	31	50	954
R6	496	229	87	35	18	10	45	945
R7	485	176	142	24	22	27	48	924

※保護の停止世帯を除く

(4) 保護の申請状況

令和7年度における保護の申請は164件、開始は142世帯171人、廃止は143世帯169人で、開始世帯と廃止世帯がほぼ同数となっています。

保護申請及び廃止等の状況(表1.2-5)

(各年度累計)

年 度	申請件数 (A)	決 定						対開始比率 B／A
		取下	却下	開始		廃止		
				世帯 (B)	人員	世帯	人員	
H28	115	4	9	99	136	77	103	86.1
H29	114	5	11	101	129	96	116	89.4
H30	217	7	35	167	214	100	121	76.9
R1	210	8	36	168	226	130	170	80.0
R2	201	10	33	155	214	95	119	77.1
R3	203	9	39	154	195	127	162	75.8
R4	221	12	33	176	212	156	174	79.6
R5	214	7	40	171	216	158	187	80.3
R6	173	7	33	136	163	158	175	78.6
R7	164	3	22	142	171	143	169	86.6

※申請と決定が同一年度とは限らない(年度を跨いで決定となる場合がある)

(5) 保護の開始事由

令和7年度の保護開始の主な理由としては、「手持金等の減少」が108世帯、次いで「世帯主の傷病」が10世帯となっています。

保護開始事由の状況(表1.2-6)

(各年度累計)

年 度	保 護 開 始										
	世帯 数	人 員	世帯 主の 傷病	世帯 員の 傷病	働いていた者の				手持金 等の 減少	仕送り 等の 喪失	その他
					死 亡	離別 不在	収入 減	失職			
H28	99	136	40	0	0	4	8	4	22	8	13
H29	101	129	26	1	0	3	5	9	24	9	20
H30	167	214	41	1	1	7	5	15	53	11	33
R1	168	226	32	2	0	6	7	19	74	14	14
R2	155	214	24	2	1	2	2	28	53	17	26
R3	154	194	22	0	0	1	1	10	81	8	31
R4	176	212	26	0	0	1	8	7	92	11	31
R5	171	216	23	0	0	3	6	12	92	9	26
R6	136	163	13	0	0	1	4	7	82	8	21
R7	142	171	10	0	0	2	2	5	108	7	8

(6) 保護の廃止事由

令和7年度の保護廃止の主な理由としては、「死亡」によるものが61世帯、「新規就労」によるものが12世帯となっています。「その他」の47世帯のうち主な理由は、「保護の辞退」によるものが15世帯、「転出」によるものが8世帯となっています。

保護廃止事由の状況 (表 1.2-7)

(各年度累計)

年 度	保 護 廃 止											
	世 帯 数	人 員	世帯主の 病状治癒	世帯員の 病状治癒	死 亡	稼働収入増		年金等 の増加	仕送り贈与 の増加	引取り扶養	施設入 所	そ の 他
						職の収入増	継続中(又は転 入)					
H28	77	103	0	0	33	8	7	5	0	1	2	21
H29	96	116	0	0	45	9	3	2	0	3	0	30
H30	100	121	0	0	47	0	14	3	1	0	2	27
R1	130	170	0	0	51	3	7	3	0	5	2	59
R2	95	119	0	0	44	7	8	3	0	1	4	28
R3	127	162	0	0	50	2	23	6	0	3	8	35
R4	156	174	0	0	65	8	19	5	0	7	6	46
R5	158	187	0	0	66	7	14	4	0	1	5	61
R6	158	175	0	0	84	4	8	5	0	5	3	49
R7	143	169	0	0	61	3	12	9	1	5	5	47

(7) 生活保護費扶助別支出状況 (表1.2-8)

(単位 千円)

区分 年度	生活扶助費		住宅扶助費		教育扶助費		介護扶助費		医療扶助費		その他の 扶 助 費		保護施設 事 務 費		扶助費 総 額
	金 額	比率	金 額	比率	金 額	比率	金 額	比率	金 額	比率	金 額	比率	金 額	比率	
H28	477,338	31.8	179,395	12.0	4,245	0.3	57,180	3.8	749,022	50.0	2,499	0.2	28,850	1.9	1,498,529
H29	486,119	31.1	184,075	11.8	4,017	0.3	68,331	4.4	794,904	50.8	3,312	0.2	24,200	1.5	1,564,958
H30	502,821	29.8	193,317	11.5	3,681	0.2	101,265	6.0	855,058	50.6	3,632	0.2	28,468	1.7	1,688,242
R1	527,657	29.7	211,020	11.9	3,284	0.2	92,518	5.2	910,046	51.2	6,613	0.4	27,057	1.5	1,778,195
R2	554,340	30.9	226,083	12.6	3,046	0.2	93,136	5.2	883,462	49.2	4,811	0.3	30,480	1.7	1,795,358
R3	583,039	30.6	239,709	12.6	3,151	0.2	103,554	5.4	937,882	49.3	6,045	0.3	29,799	1.6	1,903,179
R4	597,872	30.7	251,809	12.9	3,099	0.2	101,458	5.2	953,223	48.9	5,127	0.3	36,639	1.9	1,949,227
R5	611,065	31.0	261,058	13.3	4,065	0.2	83,953	4.3	964,842	49.0	6,574	0.3	37,729	1.9	1,969,286
R6	602,416	31.1	259,673	13.4	3,069	0.2	79,176	4.1	946,592	48.9	4,048	0.2	40,155	2.1	1,935,129
R7	572,651	29.6	250,707	13.0	3,487	0.2	71,899	3.7	987,702	51.1	4,835	0.3	42,152	2.2	1,933,433

3. 就労支援の概況

(1) 就労支援員による支援

平成23年度より福祉事務所に配置した就労支援員を積極的に活用し、被保護者や生活困窮者に対して、就労意欲の喚起や求人情報の提供、職業相談、面接対策等、きめ細かな支援を行っています。就労した後も面談を通して定着に向けた支援を行い、自立を促します。

就労支援員による支援件数及び就労達成件数（表 1.3-1）

年 度	支援件数	就労達成件数	達成率
H28	93	68	73.1%
H29	89	63	70.8%
H30	84	46	54.7%
R1	98	55	56.1%
R2	109	65	59.6%
R3	74	54	73.0%
R4	60	45	75.0%
R5	55	32	58.2%
R6	79	41	51.9%
R7	98	56	57.1%

(2) 生活保護受給者等就労自立促進事業

被保護者や生活困窮者の中で、稼働能力及び就労意欲がある方に対して、水戸公共職業安定所（ハローワーク水戸）と連携しながら就労支援等を行う「生活保護受給者等就労自立促進事業」を活用し、早期就労及び経済的自立に向けた取り組みを行っています。

生活保護受給者等就労自立促進事業への支援依頼件数及び就労達成件数（表 1.3-2）

年 度	依頼件数	就労達成件数	達成率
H28	16	13	81.3%
H29	15	10	66.7%
H30	31	22	71.0%
R1	27	20	74.1%
R2	24	19	79.2%
R3	30	20	66.7%
R4	15	12	80.0%
R5	24	15	62.5%
R6	21	16	76.2%
R7	21	13	61.9%

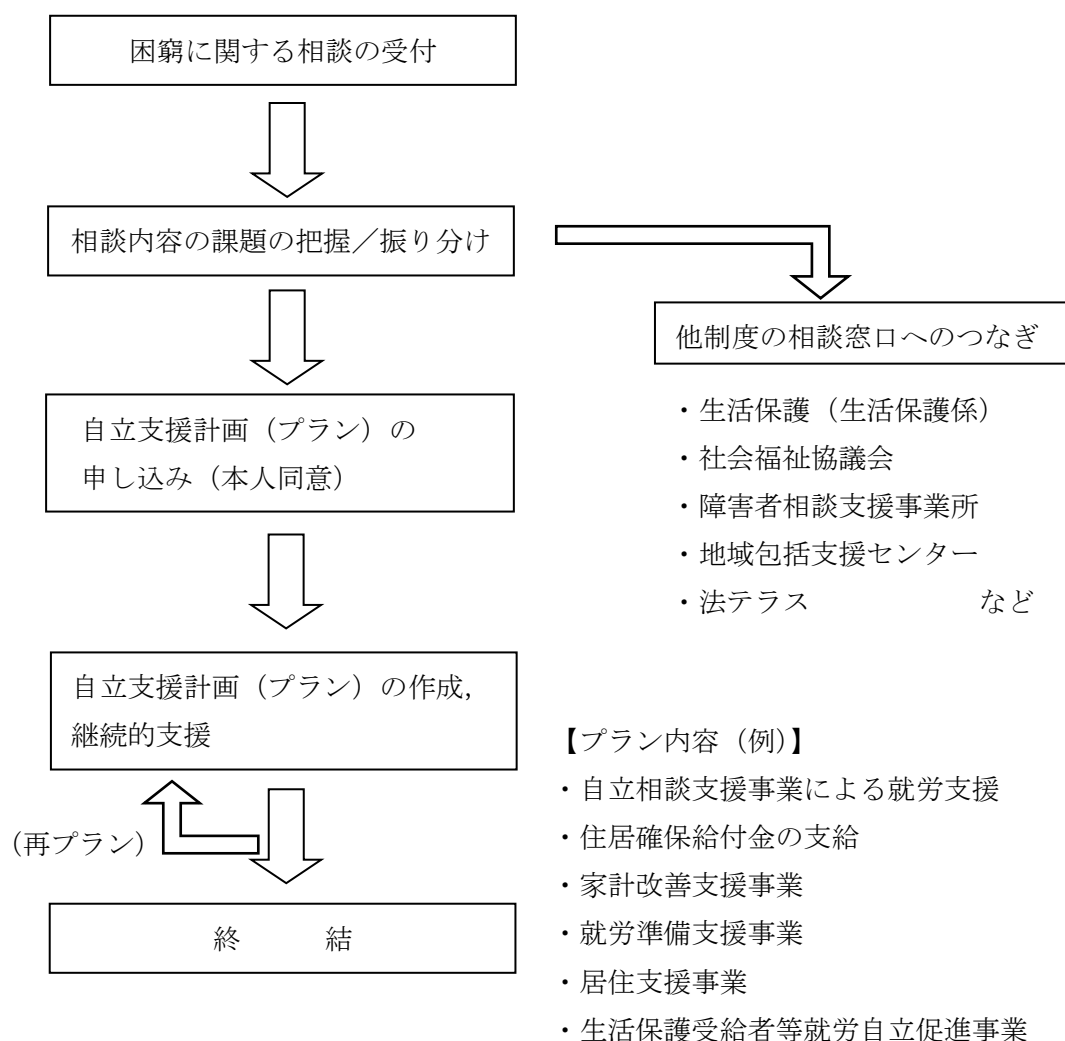
生活困窮者自立相談支援制度

生活保護に至る前の生活困窮者への支援を抜本的に強化するため、平成27年4月に施行された生活困窮者自立支援法に基づき、自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給などを行っています。

1. 自立相談支援事業

生活困窮者からの相談内容に応じ、自立相談支援員が各種情報提供や助言のほか、他制度の相談窓口へのつなぎを行っています。

継続支援が望ましいと判断された場合には、自立相談支援員が相談者の状況に応じて自立支援計画（プラン）を作成し、必要なサービス（就労支援など）を提供するなど自立に向けた支援を行っています。



2. 住居確保給付金

（家賃の補助）

離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した方または住居を喪失するおそれのある方に対し、求職活動を行うことを条件に支給限度額を上限とする住居確保給付金を支給し、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

対象者

- ・離職等の方：申請日から2年以内に離職または自営業の廃業をされた方で、世帯の主たる生計維持者であった方
- ・休業等の方：やむを得ない休業等（個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が、本人の都合によらないで減少し、就労の状況が離職・廃業の場合と同等程度）の状況にある方で、主たる生計維持者であった方

主な支給要件

- ・収入と資産が（１）と（２）に当てはまること。
 - （１）収入が収入要件以下であること
 - （２）資産（預貯金・手持金）の合計が資産要件以下であること

世帯人数	（１）収入要件（基準額＋家賃額（上限あり））	（２）資産要件
１人	78,000円＋家賃額（上限34,000円）	468,000円
２人	115,000円＋家賃額（上限41,000円）	690,000円
３人	140,000円＋家賃額（上限44,000円）	840,000円
４人	175,000円＋家賃額（上限44,000円）	1,000,000円
５人	209,000円＋家賃額（上限44,000円）	1,000,000円
６人	242,000円＋家賃額（上限48,000円）	1,000,000円
７人以上	275,000円＋家賃額（上限53,000円）	1,000,000円

- ・ハローワークに求職申し込みを行い、誠実かつ熱心に安定的な雇用先への就職を目指した求職活動を行うこと。経営再建を行う方は、よろず支援拠点、商工会議所、公的な経営相談機関で経営相談を受けること。

支給限度額

１人世帯 34,000円以内 ２人世帯 41,000円以内 ３人から５人世帯 44,000円以内
６人世帯 48,000円以内 ７人世帯以上 53,000円以内

支給期間及び支給方法

- ・支給期間：原則３ヶ月（最大９ヶ月まで延長可能） ・支給方法：直接大家等に支給

（転居費用の補助）

離職等により収入が著しく減少し、転居により家賃負担等を軽減する必要がある生活困窮者であって、支給要件を満たす者に、家賃の低廉な住宅への転居のための初期費用等を補助します。

対象者

- ・住居喪失者又は住居喪失の恐れのある方で収入が著しく減少し、家計の改善のために家賃が安い住居に転居する必要がある方

支給要件

- ・収入、資産の要件は家賃の補助と同様。また、転居により家計の改善が認められること。

支給限度額

1人世帯 102,000 円以内 2人世帯 123,000 円以内 3人から5人世帯 132,000 円以内
6人世帯 144,000 円以内 7人世帯以上 159,000 円以内

注：補助対象外（敷金、前家賃、家財やエアコンの購入費など）

3. 家計改善支援事業

生活に困窮している方が、自ら家計の状況を把握し改善意欲を高められるように、家計状況の「見える化」を行い早期に生活再生できるよう支援します。具体的には、世帯全体の家計収支等に関する根本的な課題の評価・分析を行い、状況に応じた家計再生プランを作成し、関係機関へのつなぎ及び各種給付制度等の利用に向けた支援等を行います。

4. 就労準備支援事業

「社会に出ることに不安がある」、「他人とうまくコミュニケーションができない」、「生活リズムが崩れている」などの理由ですぐに職に就くことが難しい方を対象として、最長1年間、プログラムにそって一般就労に必要な基礎能力の形成に向けた集中的な支援（就労体験等）を実施します。

5. 居住支援事業

一定の住居を持たない生活困窮者に対して、一定期間内に限り宿泊場所や食事の提供などを行います。その後の生活に向けて、日常生活を営むのに必要なサポートも行います。

注：収入が一定水準以下で、地域社会から孤立した状態にある方や路上生活等の不安定な居住状態にある方が対象です。

6. 新規相談、支援決定（プラン作成）、住居確保給付金支給世帯数等

年 度		R3	R4	R5	R6	R7
新規相談受付件数		616	547	571	527	436
支援決定（プラン作成）		42	53	36	59	47
自立相談支援事業 による就労支援		7	12	19	47	38
家計改善支援事業※1		0	4	2	5	5
就労準備支援事業※2		0	1	0	0	0
生活保護受給者等 就労自立促進事業 ※3		2	2	7	7	11
住居確保 給付金	プラン件数	35	36	10	17	9
	支給世帯数	36 世帯	22 世帯	8 世帯	17 世帯	11 世帯
	支給金額	3,514,400 円	3,377,000 円	1,203,700 円	1,549,000 円	771,100 円

※1：令和4年度から実施 ※2：令和2年度から実施 ※3：被保護者や生活困窮者の中で、稼働能力及び就労意欲がある方に対して水戸公共職業安定所（ハローワーク水戸）と連携しながら就労支援等を行う。